

令和 7 年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金（令和 6 年産）
（さが園芸サポート補助金）交付要綱

令和 7 年 3 月 2 7 日 園農第 3 3 6 2 号

（趣旨）

第 1 条 知事は、燃料価格高騰の影響により経営が悪化している園芸生産農家等の営農意欲の高揚と経営安定を図るため、補助事業者が、取組実施者に対して行う、営農継続のため燃料購入費相当への助成に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）及び補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において「補助事業者」とは、次に掲げる団体のことをいう。

- （1）現に施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（令和 4 年 12 月 6 日付け 4 農産第 3347 号農林水産省農産局長通知）第 3 の「支援対象者」となっている者
- （2）農業協同組合
- （3）地域農業再生協議会
- （4）その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

2 この要綱において「取組実施者」とは、令和 6 年度において野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営んだ者であり、令和 7 年度においても野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業の営農を継続しようとしている者をいう。なお、茶にあつては自ら茶加工を行う農家又は農家の委託を受けて茶加工を行う農業協同組合を含む。

（交付の対象経費及び補助額等）

第 3 条 補助金等の交付の対象経費及び補助額等は、次に定めるとおりとする。

区分	対象経費	補助額及び補助内容
園芸生産燃料費支援事業費	取組実施者が対象期間内に購入する園芸生産に用いる燃料に対して、補助事業者が助成金を交付する場合における当該交付に要する経費	別紙 1 のとおり
推進事務費	補助事業者が必要とする別表 1 に掲げる経費	定額（ただし、取組実施者毎の補助額の合計の 2 パーセントを上限）とする。

- 2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が次のいずれにも該当する者であつてはならない。
- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、第3条の表の区分におけるそれぞれの経費の30パーセント以内の変更については、この限りではない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、別記様式第2号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金の交付決定の日から14日以内とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、別記様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日（第8条第1項の規定により補助金の全額を概算で交

付した場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、知事が必要と認める場合は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、別記様式第4号(精算払)及び別記様式第5号(概算払)のとおりとする。

(交付申請に関する誓約)

第9条 補助事業者は、取組実施者に対し当該事業の交付申請に当たって、次の事項を誓約させるものとする。

- (1) 本事業に関する報告や立入調査について、県から求められた場合に応じること。
- (2) 交付申請書等の交付関係の書類やその他関係書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、県からの求めがあった場合には、提出すること。
- (3) 交付申請書、その他の提出書類において虚偽の内容を申請したことが判明した場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存がないこと。

(補助金等の返還)

第10条 補助事業者は、助成金の交付を受けた取組実施者が、前条における誓約事項を遵守しないことが確認された場合には、原則として、交付された助成金の全部又は一部について返還を求めるものとする。

2 知事は、購入量の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助事業者から補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(返還の手続き)

第11条 補助事業者は、取組実施者が助成金を返還する必要がある場合には、知事に速やかに報告するとともに、知事の指示の下、当該取組実施者に速やかに通知し、助成金の返還を求めるものとする。

- 2 前項により返還があった場合は、補助事業者は当該返還額を県に返還するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項により返還を求める場合には、その未納に係る期間に応じて別途定められた年利割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 補助事業者は、前項により返還を求められた金額を支払わない取組実施者があるときは、期間を指定してこれを督促するものとする。
- 5 知事は、補助事業者が補助金を返還する必要がある場合には、当該補助事業者に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。
- 6 知事は、前項により返還を求める場合には、その未納に係る期間に応じて別途定められた年利割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 7 知事は、前項により返還を求められた金額を支払わない補助事業者があるときは、期間を指定してこれを督促するものとする。
- 8 知事は、必要に応じて取組実施者に対し直接助成金の返還を求めることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 2 7 日から施行する。

別紙1 園芸生産燃料費支援事業費 補助額及び補助内容【要綱第3条関係】

1. 支援対象燃料

施設園芸の用に供する灯油及びLPガス。ただし、園芸施設の加温に用いるものを除く。

当該園芸作物を収穫後、市場や契約先に出荷するまでの間において、何らかの加工や前処理を行うことが一般的である場合にその加工や前処理に用いるA重油、灯油及びLPガス。

ただし、取組実施者が購入した燃料が施設園芸等燃料価格高騰対策交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3092号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（1）及び（2）に掲げられる事業（以下「施設園芸セーフティネット構築事業」という）の補填対象となる場合は、それを除く。

2. 事業の公募期間

公募期間は、令和7年5月15日から令和7年5月30日までとする。なお、公募内容等は、県ホームページで公表する。

3. 支援対象燃料の購入期間、支援単価及び支援対象数量

（1）支援対象となる燃料は、令和6年10月から令和7年3月の間に購入されたものとする。

（2）支援単価は、施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3092号農林水産事務次官依命通知）第4の（1）に掲げられる施設園芸セーフティネット構築事業における購入期間中の月ごとの補填金単価の1/2とする（少数第二位で四捨五入）。

（3）支援対象数量は、購入数量の7/10とする。ただし、施設園芸セーフティネット構築事業等において、急騰特例措置が発動した月の支援対象数量は、購入数量の10/10とする。

なお、LPガスは供給先の換算係数に基づき1m³N=2.06kg又は2.07kgで換算する。

4. 補助額の算出方法

補助額の算出方法は、各取組実施者の燃料の種類ごとに下記の計算式を用いて算出する。

支援対象数量（L・kg）×支援単価＝補助金額（1円未満切捨て）

5. 証拠書類の保管

（1）取組実施者は、交付対象数量の根拠となる書類（燃料の納品書や領収書の写し等の、購入者・購入日・購入数量が確認できる資料）を収集し、助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、補助事業者又は県から求めがあった場合には、提出しなければならない。

（2）補助事業者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、県から求めがあった場合には、提出しなければならない。

① 事業実施に係る書類

ア 取組実施者から提出された書類の写し

イ 補助金の取組実施者への配分実績等、事業に関する書類

② 推進事務に係る書類

ア 事務処理に必要な消耗品の購入費等事業の実施に要した経費の領収書等の写し

- イ 契約書、業務日誌等人件費算定の根拠となる書類の写し
- ウ 相見積書等の写し（事業の一部を委託した場合）

別表 1 推進事務費対象経費

費目	内容	注意点
消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ U S B メモリ等の低廉な記録媒体 ・ 資料等の印刷に要する経費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
通信運搬費	・ 事業を実施するために直接必要な郵便の通信に係る経費	・ 切手は物品受払簿で管理すること
その他事務諸費 （振込手数料、 印紙代等）	・ 事業を実施するために直接必要な振込手数料や委託の契約書に添付する印紙の経費	－

補足 LP ガスを m^3N 単位で購入契約し、kg に換算して支払う場合の計算例

(例) 事業参加者の令和 6 年 10 月の購入実績 $115\text{ m}^3\text{N}$ の場合

1 kg への換算 (換算係数 2.06 の場合)

$$115\text{ m}^3\text{N} \times 2.06 = 236.9\text{kg} \rightarrow 237\text{kg} \quad \text{※少数第一位を四捨五入}$$

2 支援対象数量 (70%)

$$237\text{kg} \times 0.7 = 165.9\text{kg} \quad \text{※端数処理は行わない}$$

3 補助金の算出

$$165.9\text{kg} \times 11.8\text{ 円/kg (補填金単価の 1/2)} = 1,957.62\text{ 円} \rightarrow 1,957\text{ 円}$$

※ 1 円未満切り捨て

補助金交付額 1,957 円

別記様式第 1 号（要綱第 4 条第 1 項関係）

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（補助事業者）

住所

名称及び代表者の氏名

令和 7 年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金交付申請書〔令和 6 年産〕

下記のとおり事業を実施したいので、令和 7 年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費 金 円
を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び令和 7 年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助
金（さが園芸サポート補助金）交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙 1 のとおり

(別紙 1)

1 事業の目的 (又は成果)

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

区分	細区分		対象期間						合計
			10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
1 園芸生産燃料費支援事業費	支援対象 数量	A 重油 (ℓ)							
		灯油 (ℓ)							
		L P ガス (kg)							
	助成金額 (円)								
2 推進事務費									
合計 (円)									

(注 1) 区分の 1 の取組実施者ごとの支援対象数量と金額は別紙 2 で整理すること。

(注 2) 区分の 2 の細区分の欄には、具体的な経費名 (「振込手数料」、「消耗品費」等) を記載すること。

(注 3) 区分の 2 については、必要に応じて行を増やして記載すること。

(2) 経費の配分

区分	事業費			備考
		県費補助金	その他	
	円	円	円	
1 園芸生産燃料費支援事業費				
2 推進事務費				
計				

3 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	備考
	円	
県費補助金		
その他		
計		

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	備考
1 園芸生産燃料費支援事業費	円	
2 推進事務費		
計		

5 添付書類

- ・令和7年度園芸生産燃料費支援事業内訳（別紙2）
- ・誓約書（別紙3） ※実績報告時には不要
- ・その他必要な資料（補助事業者がその他農業者の組織する団体の場合、申請の際に代表者の連絡先を添付する）

(別紙3)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

団 体 名

代表者職名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者 及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報、令和7年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（補助事業者）

住所

名称及び代表者の氏名

令和7年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金変更承認申請書〔令和6年産〕

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和7年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し、[金 円
の追加交付（減額承認）を受け]たいので、佐賀県補助金等交付規則及び令和7年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金（さが園芸サポート補助金）交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

（注1）補助金額の変更のない変更申請の場合は、[] 分を消去すること。

（注2）変更の内容は、補助金交付申請に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（補助事業者）

住所

名称及び代表者の氏名

令和7年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金実績報告書〔令和6年産〕

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和7年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び令和6年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金（さが園芸サポート補助金）交付要綱の規定により、その実績を報告します。

記

別紙1のとおり

（注1）別紙1は実績報告書として作成し、交付申請書又は変更承認申請書から金額等に変更があった場合は、比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

（注2）区分2推進事業費のみ、以下の資料を添付すること。

- 1 事業に要した経費が明らかとなるもの（帳簿、請求書、領収書、振込伝票の写し等）
- 2 その他必要な資料

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（補助事業者）
住所
名称及び代表者の氏名

令和7年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金交付請求書〔令和6年産〕

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった令和7年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和7年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金（さが園芸サポート補助金）交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

（注1）「精算払」で交付する場合の様式である。
（注2）口座振込先の金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人を表示すること。

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（補助事業者）
住所
名称及び代表者の氏名

令和 7 年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金交付請求書〔令和 6 年産〕

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった令和 7 年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和 7 年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金（さが園芸サポート補助金）交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
（内訳） 交付決定額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

- （注 1）「概算払」で交付する場合の様式である。
（注 2）別紙 4「補助金請求一覧表」を添付すること。
（注 3）口座振込先の金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人を表示すること。

令和7年度佐賀県園芸生産燃料費支援事業〔令和6年産〕申請書
(さが園芸サポート補助金)

私は、下記の事項について誓約した上で、当該事業に申請します。

- 令和7年度において野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営みます。
- 本事業に関する報告や立入調査について、県から求められた場合に応じます。
- 申請書等の交付関係の書類やその他関係書類について、申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、県からの求めがあった場合には、提出します。
- 申請書、その他の提出書類において、虚偽の内容はありません。
- 申請書、その他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、補助金を返還することに異存はありません。
- 下記の購入数量は園芸生産に係る燃料購入数量のうち、当事業に係るもののみを記載します。

令和 年 月 日

氏 名： _____

住 所： _____

支援対象期間（令和6年10月～令和7年3月）の燃料購入数量

導入装置	燃料	購入数量						合計
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
光合成促進装置	灯油（L）							
	L P ガス（m ³ N）							
	L P ガス（k g）							
乾燥調製機械（大麦若葉）	A重油（L）							
	L P ガス（m ³ N）							
	L P ガス（k g）							
その他								

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 注 2 購入量を確認するための納品書等（購入者・購入日・購入量を確認できるもの）を添付すること。なお、双方で補助事業者が供給実績等で購入量を取りまとめる旨の合意がある場合は添付不要。

